

ID: 89

担当部署: 市民生活部 環境課

<b>処分の概要</b>	一般廃棄物処理手数料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第18条		
<b>例規番号</b>	平成7年条例第9号		
<b>【基準】</b>	<p>第18条及び真岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定による。 (手数料の減免)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条に規定する手数料を減免することができる。</p> <p>(1) 天災を受けた者</p> <p>(2) 規則で定める公共のために市内の清掃活動を行った者</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める者</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 条例第18条第2号の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自治会等で行う環境美化を目的とした清掃活動による市が収集・運搬を行うもえるごみを排出する者</p> <p>(2) 個人又は団体に道路、公園等公共の目的に使用される場所を清掃した際に生じた市が収集・運搬を行うもえるごみを排出する者</p> <p>2 前項の規定により減免を受けた者に対しては、市担当課の窓口において様式第2号の3に規定する指定ごみ袋を交付するものとする。</p> <p>3 条例第18条の規定により減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第3号)を市長に提出し承認を受けなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 90

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	真岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第21条第2項		
例規番号	平成7年条例第9号		
<p><b>【基準】</b>  第21条の規定による。  (許可証の交付等)  第21条 市長は、法第7条第1項若しくは第4項又は法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可をしたとき、又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し許可証を交付する。  2 許可業者は、前項の許可証を亡失又はき損したときは、市長に申請して、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 92

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	許可証の書換え交付		
例規名 根拠条項	真岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第15条第1項		
例規番号	平成7年規則第8号		
【基準】	第15条の規定による。 (許可証の書換え交付申請) 第15条 許可業者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに一般廃棄物処理業等許可証書換え交付申請書(様式第14号)により許可証の書換えを申請しなければならない。 2 前項の申請書には、許可証を添付しなければならない。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例 第3条		
例規番号	昭和49年条例第47号		
<p><b>【基準】</b>  第3条及び第8条の規定による。  (使用の許可)  第3条 市営墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。  2 市営墓地の使用許可を受けた者に対しては、使用許可証を交付する。  (使用者の資格)  第8条 市営墓地を使用しようとする者は、本市に引き続き6月以上住所を有する者でなければならない。  2 市長は、相当の事由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者に対しても、市営墓地の使用を許可することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用料の還付承認														
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例 第5条第2項及び第14条第4項ただし書														
例規番号	昭和49年条例第47号														
<p><b>【基準】</b>  第5条及び第14条の規定による。  (使用の変更又は取消命令)  第5条 市長は、市営墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用についての内容の全部若しくは一部を変更し、又は取り消すことができる。  2 前項の規定により、使用についての内容の全部若しくは一部を変更し、又は取り消したときは、市長は、これに代わるべきものを提供し、若しくは相当額の補償をし、又は第14条第4項ただし書の規定を適用して、既納の使用料を還付しなければならない。  (使用料)  第14条 市営墓地を使用しようとする者は、使用許可と同時に、当該市営墓地の種別に応じた使用料を納付しなければならない。  2 前項の使用料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>73,000円</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>103,000円</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>233,000円</td> </tr> <tr> <td>第四種</td> <td>247,000円</td> </tr> <tr> <td>第五種</td> <td>279,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第8条第2項の規定により、使用を許可されたものの使用料は、前項の額の100分の50に相当する額の金額を同項に定めた金額に加算した額とする。  4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>				種別	使用料	第一種	73,000円	第二種	103,000円	第三種	233,000円	第四種	247,000円	第五種	279,000円
種別	使用料														
第一種	73,000円														
第二種	103,000円														
第三種	233,000円														
第四種	247,000円														
第五種	279,000円														
標準処理期間	15日														
備考															
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日												

ID: 104

担当部署: 市民生活部 環境課

<b>処分の概要</b>	管理手数料の減免																				
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市営墓地条例 第15条第2項																				
<b>例規番号</b>	昭和49年条例第47号																				
<p><b>【基準】</b>  第15条の規定による。  (管理手数料)  第15条 市営墓地の利用者は、清掃、その他墓地の共用施設の管理に要する経費として、次のとおり管理手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>1年につき1区画当たり</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>1年につき1区画当たり</td> <td>1,240円</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>1年につき1区画当たり</td> <td>4,120円</td> </tr> <tr> <td>第四種</td> <td>1年につき1区画当たり</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>第五種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市長が特別の事由があると認めた者については、管理手数料を減免することができる。</p>				種別	単位	金額	第一種	1年につき1区画当たり	910円	第二種	1年につき1区画当たり	1,240円	第三種	1年につき1区画当たり	4,120円	第四種	1年につき1区画当たり	4,500円	第五種		
種別	単位	金額																			
第一種	1年につき1区画当たり	910円																			
第二種	1年につき1区画当たり	1,240円																			
第三種	1年につき1区画当たり	4,120円																			
第四種	1年につき1区画当たり	4,500円																			
第五種																					
<b>標準処理期間</b>	15日																				
<b>備考</b>																					
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日																		

ID: 105

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用許可証の再交付		
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例 第16条		
例規番号	昭和49年条例第47号		
【基準】	第16条の規定による。 (使用許可証の再交付) 第16条 第3条第2項の規定により交付した使用許可証を紛失し、滅失し、又は汚損した場合は、使用者は、使用許可証の再交付を市長に請求することができる。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	記載事項変更の承認		
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例施行規則 第9条第1項		
例規番号	昭和50年規則第1号		
【基準】	<p>第9条の規定による。  (許可証の再交付及び記載事項変更の申請)</p> <p>第9条 使用者は、その氏名、本籍及び住所に変更を生じたときは、直ちに許可証の記載事項変更を市長に申請しなければならない。</p> <p>2 条例第16条第1項の規定による許可証の再交付の申請及び前項の許可証の記載事項変更の申請は、市営墓地使用許可証再交付、記載事項変更申請書(様式第6号)に、当該使用者の住民票の写しを添えてしなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	土地の一時使用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例施行規則 第22条第1項		
例規番号	昭和50年規則第1号		
<p><b>【基準】</b>  第22条の規定による。  (土地の一時使用)  第22条 市営墓地内の土地を墓地工事その他これに類する事由により一時使用しようとする者は、市営墓地一時使用許可申請書(様式第14号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請について許可する場合においては、市長は、申請人に対し、必要な条件を附することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市有墓地使用条例 第1条及び第4条第2項		
例規番号	昭和37年条例第8号		
【基準】	第1条及び第4条の規定による。 (総則) 第1条 真岡市有墓地(以下「市有墓地」という。)を使用しようとするものは、この条例の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 (墓地の使用者) 第4条 墓地使用者は、本市に住所を有するものとする。 2 市長は、本市以外に住所を有するもので相当の理由があると認めた場合は、使用を許可することができる。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用者消滅後の使用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市有墓地使用条例 第7条		
例規番号	昭和37年条例第8号		
<b>【基準】</b> 第7条の規定による。 (使用者消滅後の措置) 第7条 使用者消滅後前条による墳墓の改葬以前に廃絶家再興者、又は前使用者の親族がその場所を使用しようとするときは、市長は特に許可することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 市民生活部 環境課

<b>処分の概要</b>	施設等の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例 第3条第1項		
<b>例規番号</b>	平成21年条例第7号		
<b>【基準】</b>	<p>第3条及び第4条の規定による。 (施設等の許可)</p> <p>第3条 真岡市内においてペット霊園を設置し、管理し、及び運営しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 市長は前項の許可をする場合において、公衆衛生の維持及び生活環境の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その許可に条件を付することができる。 (許可の基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条の許可の申請があった場合において、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるときでなければ、同条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設等及び現に人の居住する建造物(以下「住居等」という。)の敷地境界からペット霊園を設置しようとする土地の境界までが、100メートル以上離れていること。ただし、住居等にあつては、世帯の代表者(又はそれに代わる者)全員の同意を得たときは、この限りでない。</p> <p>(2) ペット霊園の設置に係る土地の隣接土地所有者の同意を得ていること。</p> <p>(3) ペット霊園を設置する場合は、沼地、河川地等水はけの悪い土地でないこと。</p> <p>(4) ペット霊園の境界には、障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。</p> <p>(5) ペット霊園の出入口には、門扉を設けること。</p> <p>(6) ペット霊園内には、適当な排水路を設け、雨水又は汚排水が停留しないようにすること。</p> <p>(7) 焼却炉には、防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する装置を設けること。</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、ペット霊園の設置に必要な関係法令との調整が図られていること。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 118

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	小規模特定事業の許可
例規名 根拠条項	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例第4条
例規番号	平成12年条例第18号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条、第4条の2及び第6条の規定による。 (小規模特定事業の許可)</p> <p>第4条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域(以下「小規模特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う小規模特定事業</p> <p>(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業</p> <p>(3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業</p> <p>(4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業</p> <p>(5) 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業</p> <p>(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの</p> <p>(小規模特定事業に係る土地所有者の同意)</p> <p>第4条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第9号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 市長は、第4条の許可の申請が第5条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第4条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア この条例、県条例又は栃木県生活環境の保全等に関する条例(平成16年栃木県条例第40号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>イ 第17条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る真岡市行政手続条例(平成8年条例第25号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第17条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 第17条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>エ 第18条の規定による必要な措置を完了していない者</p>	

<p>オ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからオまでのいずれかに該当するもの</p> <p>キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの</p> <p>(2) 第4条の2に規定する同意を得ていること。</p> <p>(3) 小規模特定事業が3年以内に完了するものであること。</p> <p>(4) 小規模特定事業が完了した場合において、当該小規模特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、小規模特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(6) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>2 市長は、第4条の許可の申請が第5条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第4条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号まで及び第5号の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 小規模特定事業場の構造が、当該小規模特定事業場の区域以外の地域への小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>3 第4条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第4号及び第6号並びに前項第2号の規定は、適用しない。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 市民生活部 環境課

<b>処分の概要</b>	変更の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 第8条第1項		
<b>例規番号</b>	平成12年条例第18号		
<b>【基準】</b>	<p>第8条の規定による。 (変更の許可等)</p> <p>第8条 第4条の許可を受けた者は、第5条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第4条の2の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 変更の内容及び理由</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第4条の許可に係る小規模特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る小規模特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の小規模特定事業の期間が満了する日とすることができない。</p> <p>4 第4条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>		
<b>標準処理期間</b>	60日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 120

担当部署: 市民生活部 環境課

<b>処分の概要</b>	譲受けの許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 第15条の2第1項		
<b>例規番号</b>	平成12年条例第18号		
<b>【基準】</b>	<p>第15条の2の規定による。 (譲受け)</p> <p>第15条の2 第4条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第4条の2の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 譲り受けようとする小規模特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 第6条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第7条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 第1項の許可を受けて小規模特定事業を譲り受けた者は、当該小規模特定事業に係る第4条の許可を受けた者の地位を承継する。</p>		
<b>標準処理期間</b>	60日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1005

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	特別地区内における行為の許可
例規名根拠条項	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第15条第4項
例規番号	昭和49年栃木県条例第5号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第15条第4項、第6項及び自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則第6条の規定による。  (特別地区)</p> <p>第15条</p> <p>4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行うその許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法によりその限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。  (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。  (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。  (4) 水面を埋立て、又は干拓すること。  (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。  (6) 木竹を伐採すること。  (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。  (8) 知事が指定する区域内においてその区域が本来の生育地でない植物で、その区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又はその植物の種子をまくこと。  (9) 知事が指定する区域内においてその区域が本来の生息地でない動物で、その区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(その指定する動物が家畜である場合におけるその家畜である動物の放牧を含む。)  (10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内においてその湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。  (11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。  (12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの</p> <p>6 知事は、第4項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第6条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。  イ 仮設の工作物(ハに掲げるものを除く。)</p> <p>(1) その工作物の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。  (2) その新築の方法並びにその工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土</p>	

地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物(ハに掲げるものを除く。)

その新築の方法並びにその工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 次に掲げる工作物

その新築の方法並びにその工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(イ) 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備

(ロ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(ハ) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設

(ニ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(ホ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。)

(ヘ) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設

(ト) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(以下第13号及び第8条第11号を除き「道路」という。)であつて、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(チ) 道路を管理するための建築物

(リ) 鉄道、軌道又は索道

(ヌ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物(これらに附帯する建築物を含む。)

(ル) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設

(ヲ) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物

(ワ) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)

(カ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)

(ヨ) 教育又は試験研究を行うための工作物

(タ) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設

(レ) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路

(ソ) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物

(ツ) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和20年勅令第719号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

(ネ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物

(ナ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。)

(ラ) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(ム) 栃木県文化財保護条例(昭和38年栃木県条例第20号)第4条第1項の規定により指定された有形文化財及び同条例第31条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(ウ) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物

(ノ) (イ)から(ニ)まで、(ヘ)、(リ)又は(ル)から(ソ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(オ) 条例第15条第4項の規定による許可を受けた行為(条例第20条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物

ニ イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物(以下このニにおいて「普通建築物」という。)

- (1) その新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、その新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。
- (一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地
  - (二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
  - (三) 現に存する建築物の敷地である土地
  - (四) (一)又は(二)の土地に隣接する土地(道路又は水路をはさんで接する土地を含む。)
- (2) その普通建築物の高さが、10メートル(その新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
- (一) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合
  - (二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合
  - (三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合
- (3) その普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、同令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、200平方メートル(その新築が(2)の(三)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、その新築が(1)の(一)又は(二)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
- (4) その新築の方法並びにその普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)
- (1) その工作物の高さが、10メートルを超えず、かつ、水平投影面積が200平方メートルを超えないこと。
  - (2) その新築の方法並びにその工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (2) 工作物を改築すること。
- イ 仮設の工作物(ハに掲げるものを除く。)
- (1) その改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
  - (2) その改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ロ 地下に設ける工作物(ハに掲げるものを除く。)
- その改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ハ 前号ハに掲げる工作物
- その改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ニ イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物(以下このニにおいて「普通建築物」という。)
- (1) その改築後の普通建築物の高さが、10メートル(改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
  - (2) その改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

- (1) その改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。
- (2) その改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (3) 工作物を増築すること。
- イ 仮設の工作物(ハに掲げるものを除く。)
- (1) その増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (2) その増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ロ 地下に設ける工作物(ハに掲げるものを除く。)
- その増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ハ 第1号ハに掲げる工作物
- その増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ニ イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物(以下このニにおいて「普通建築物」という。)
- (1) その増築後の普通建築物の高さが、10メートル(増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
- (2) その増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、その増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
- (一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地
- (二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
- (3) その増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)
- (1) その増築後の工作物の高さが、10メートル(増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ)を超えず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル(増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。
- (2) その増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- その土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- イ 土地を開墾すること。
- ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
- ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。
- ニ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。
- ホ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。
- (5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- その行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- イ 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。
- ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。
- ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ニ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ホ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (6) 水面を埋立て、又は干拓すること。  
その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (7) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。  
その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (8) 木竹を伐採すること。  
その木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。  
その木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、その生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (10) 知事が指定する区域内においてその区域が本来の生育地でない植物で、その区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又はその植物の種子をまくこと。  
その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (11) 知事が指定する区域内においてその区域が本来の生息地でない動物で、その区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（その指定する動物が家畜である場合におけるその家畜である動物の放牧を含む。）。  
その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (12) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内においてその湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。  
その行為の方法及び規模並びにその汚水又は廃水の状態が、その湖沼又は湿原の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (13) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。  
その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (14) 次に掲げる行為  
前各号の規定にかかわらず、その行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。  
イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為  
ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1006

担当部署: 市民生活部 環境課

<b>処分の概要</b>	野生動植物保護地区内における野生動植物(動物の卵を含む。)の捕獲等の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第16条第3項第7号		
<b>例規番号</b>	昭和49年栃木県条例第5号		
<b>【基準】</b>	<p>第16条第3項第7号の規定による。 (野生動植物保護地区)</p> <p>第16条</p> <p>3 何人も、野生動植物保護地区内においては、その野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日